

基地等跡地対策特別委員会記録（速報版）

令和7年6月18日開催

付議事件

1 基地等跡地対策について

○前川浩子委員長 付議事件1、基地等跡地対策についてを議題といたします。

本件について御報告をお願いします。お願いいたします。

○堀 宗生政策課基地跡地担当主幹 それでは、前回の基地等跡地対策特別委員会が令和7年2月28日に開催されましたので、それ以降の状況につきまして、お手元の資料に基づき、順次、御説明させていただきます。

初めに、1の調布基地跡地の状況の（1）調布飛行場に係る動きのア、調布飛行場整備検討会でございますが、当該検討会については、調布飛行場の管理事務所等の施設の老朽化に伴う改築を契機として、飛行場の整備に関する検討を行うために昨年11月に設置されたもので、本年3月13日に第3回の検討会が開催されました。今回は、追加のインタビュー結果のまとめや意見に対する対応方針、現在の飛行場内にある管理事務所兼管制塔などの各施設の状況及び配置案などについて意見交換が行われました。

恐れ入りますが、システム21ページの参考1を御覧ください。

こちらは、検討会の議事概要でございまして、検討委員からの主な意見としては22ページにかけて記載のある（3）意見交換のとおりでございます。当該検討会につきましては、残り1回の開催が予定されており、参考資料には5月開催予定と記載されておりますが、東京都からは、現在開催日時の調整を行っているところと伺っております。なお、次回の当該検討会では、東京都に対する調布飛行場の整備案の提言が議論される予定でございます。今後の進捗状況につきましても、本特別委員会において適宜御報告してまいります。

恐れ入りますがシステム1ページにお戻りください。

続きまして、イ、調布飛行場諸課題検討協議会でございますが、当該協議会は、調布飛行場の諸課題を機動的・効率的に解決するために設置されているもので、本年5月23日に開催されました。

その概要につきまして、東京都より当該協議会に提示された資料から一部抜粋したものをを用いて御説明させていただきます。

恐れ入りますが、システム23ページの参考2をお願いいたします。

まずは、令和6年度関連事業実績及び令和7年度関連事業について、大きく4点、御報告いたします。

システム24ページをお願いいたします。

1点目の移転促進補助制度については、分散移転を推進するため、東京都において令和5年度に創設された制度でございまして、補助対象経費、補助期間は記載のとおりでございます。（1）の④に記載のとおり、令和6年度は、令和5年度に引き続き、当該補助制度の利用はございませんでしたが、令和7年度においても予算を確保し、今後の分散移転の実現に向けて取組を進めていくとのことでございます。

次に、システム25ページをお願いいたします。

2点目の航空機航跡調査については、分散移転の話とは別に地元3市から要望し、令和5年度から実施しているもので、調布飛行場から離陸する航空機が、定められている飛行経路を通っているかを調査するものでございます。

まず、令和6年度の調査結果につきましては、（1）のとおり2回調査を行い、いずれもAIPで定められた飛行方法を遵守していることが確認されたとの報告がありました。

次に、今年度の取組としましては、（２）のとおり、引き続き２回調査を行うことと、GPSの情報を扱うため観測精度が最も高いADS-Bと複数のカメラを使うため捕捉率の最も高い映像の２つの調査方法で実施すると報告がありました。

次に、システム26ページをお願いいたします。

ここからは、ただいま申し上げました調査の方法や結果の詳細に関する資料でございまして、概要といたしましては、26ページに記載の３つの方法を組み合わせて航跡調査を実施し、27、28ページに記載のとおり、調査期間中の全ての航空機が、AIPで定められた離陸経路を遵守して離陸していることを示すものでございます。

次に、システム29ページをお願いいたします。

３点目の調布飛行場整備検討については、先ほど第３回検討会の概要を御報告させていただきましたが、今年度の取組としましては、引き続き整備に関する検討及び運用ルールに関する検討を行い、最終回である第４回検討会では、東京都に対する調布飛行場の整備案の提言が議論される予定でございます。

次に、システム30ページをお願いいたします。

４点目の分散移転検討調査につきましては、調査内容、調査結果は記載のとおりでございます。

次に、システム31ページをお願いいたします。

続きまして、自家用機分散移転に向けた取組について大きく４点、御報告いたします。

システム32ページをお願いいたします。

１点目の自家用機所有者との協議状況については、移転交渉の対象者は（１）に記載のとおり自家用機17機の所有者であり、令和４年度から個別交渉を実施しております。

（３）令和７年度の移転交渉の実施方法につきましては、東京都港湾局職員がこれまでの移転支援策の内容を改めて説明するとともに、航空機整備事業についても説明し、移転を強く促すとのことでございます。（４）の移転交渉状況でございますが、本年３月末に交渉した２者については、いずれの所有者も大島空港での航空機整備事業者が取り組む移転支援策の具体的な内容を明らかにしてほしいと発言があったとのことでございます。

次に、システム33ページをお願いいたします。

２点目の大島空港の移転環境の整備については、大島空港における①の格納庫から③の訓練飛行までの利用実績は記載のとおりでございます。

次に、システム34ページをお願いいたします。

３点目の大島空港格納庫における航空機整備事業の実施については、東京都は、これまで自家用機の分散移転等を目的として、大島空港において受入拡大に向けた取組を推進してきました。

この取組の一環として、今年度から大島空港の格納庫を活用して、東京都が選定した事業者が航空機の整備やけん引、調布飛行場自家用機の分散移転等の自主事業を実施するため、令和６年度に事業者の募集を実施したところ、２団体から応募があり、現在、選定された事業者と東京都で事業開始に向けて協議を行っているところでございます。

次にシステム35ページをお願いいたします。

こちらは、航空機整備事業の募集要項の主な内容が記載されており、（４）選定方法のとおり事業者を選定いたしました。

システム36ページをお願いいたします。

応募があった２団体について、書類審査及びヒアリング等の審査を行い、事業者を選定いたしました。選定した事業者は（２）に記載のとおりであり、代表団体及び構成団体ともに航空機関連の事業を行っている事業者でございます。

システム37ページをお願いいたします。

４点目の新たな移転先確保のための取組状況については、記載のとおりでございます。なお、今年度は自家用機所有者との継続的な協議を行う中で、関東近郊以外の空港にも

状況確認等を実施する予定とのことでございます。

以上が諸課題検討協議会の当日の報告事項であり、これらの説明を受け、地元3市からは、令和6年度においても結果として1機も分散移転の実現には至らなかったことから、実効性のある方策の検討を要望いたしました。また、今後におきましても、あくまで分散移転の対象は17機全てであり、移転に向けて大島空港においては、様々な整備を行ってきたが、これまでは結果として表れていないことから、今年度中にはその動きについて結果が出せるよう引き続き取組を推進することと、小まめな情報共有を要望いたしました。

調布飛行場につきましては、引き続き、東京都に対して、管理運営の徹底や安全対策等を進めるとともに、地域住民への丁寧な対応を求めてまいります。

恐れ入りますがシステム1ページに再度、お戻りください。

次に（2）の都市整備用地に係る動きのア、府中市地域まちづくり条例に基づく開発事業事前協議書（開発行為）の提出についてでございますが、本年2月21日に事業者より、敷地の造成工事を行うための開発行為に伴う開発事業事前協議書の提出がありまして、現在、協議を進めているところでございます。

恐れ入りますがシステム38ページの参考3をご覧ください。

こちらの資料は現在協議中である造成工事の計画概要でございます。資料右側に、計画されている土地利用区分等の凡例を記載しております。また、上が北の方位を示しています。建築物の周囲に緑地や駐輪場、敷地北西部には公園が設置される予定となっております。また、都道人見街道の渋滞対策等のため、北西の敷地の一部を道路用地として利用し、北西角の交差点に対して左折レーンを増設する予定であるとのことでございます。

同条例に基づく今後の手続きといたしましては、本年8月頃に、事業者による住民説明会が行われる予定となっております。なお、建築物等の計画に関しましては、別途継続して協議を進めておりまして、今後、詳細をお示しできる段階になりましたら、概要等を本特別委員会で御報告させていただきます。なお、現地につきましては、埋蔵文化財の発掘調査が引き続き行われている状況でございます。

恐れ入りますがシステム1ページに再度、お戻りください。

次に、イ、東京都環境影響評価条例に基づく手続についてでございますが、東京都環境局の依頼を受け、本年6月17日から7月16日までの30日間で環境政策課の窓口等において環境影響評価書案を縦覧し、同じく本年6月17日から7月31日までの45日間で評価書案に対する意見書を募るものでございます。また、縦覧期間中の6月27日金曜日と28日土曜日の2日間、府中市生涯学習センターにおいて、周辺住民を対象とした事業者による説明会を開催するとのことでございます。

次に、（3）、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の改定後の動きについてでございますが、前回の本特別委員会にて、東京都より照会のあった多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の改定に対する本市の回答内容を御報告させていただきました。その後、東京都は当該計画を本年3月に改定し、現在東京都のホームページにて公開されております。

また、東京都からは、本市を含む、野川処理区関係6市の下水道部門の課長級職員を対象とした会議を、6月20日に開催する旨の連絡がありました。会議では、改定後の当該計画の概要とともに、今後整備が必要なポンプ施設の位置や、流域下水道幹線のルートを検討するため、今年度東京都が予定している調査委託の概要について、説明を行うと伺っております。

本市といたしましては、東京都に対して、意見照会で回答した内容のとおり、地元市である本市の意向に対して適切に対応することを引き続き、強く要望してまいります。なお、当該計画に関する東京都との調整は今後長期的に続くものと見込まれますが、調布基地跡地の土地利用に影響を与える動きがございましたら、適宜本特別委員会で御報

告させていただきます。以上が、1の調布基地跡地の状況でございます。

恐れ入りますが、システム2ページをお願いいたします。

続きまして、2の府中基地跡地留保地の状況における、(1)国の動きの米軍通信施設等の解体についてでございますが、前回の本特別委員会で御報告いたしました本年解体予定の通信鉄塔ですが、オオタカの非営巣期間である7月から来年2月の間で足場や養生などを準備した上で、解体工事を実施していくとでございます。なお、通信鉄塔の塗料には低濃度のPCBが含まれておりますが、解体に際し、塗料が飛散しないよう適切な対策を取りながら鉄塔を切断し、専門業者が処理施設へ運搬し処分する予定であるとのことでございます。

次に、解体時期が未定となっていたパラボラアンテナにつきましても、今年度の非営巣期から解体作業を進めるとのことでございます。しかしながら、工事着手に向けて現地を再確認したところ、パラボラアンテナの塗料にも低濃度のPCBと鉛が使われていたことがわかったため、現在、有害物質を含む解体方法については検討中とのことでございます。

本市といたしましては、通信鉄塔を解体する防衛省及びパラボラアンテナを解体する財務省ともに、有害物質の撤去の際に近隣住民への周知と影響が及ばないよう適切な対応を要望し、どちらからも要望に対して適切な対応をすると返事をいただいておりますので、引き続き情報共有及び情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上が国の動きでございます。

次に、(2)市の動きにおける、ア、府中基地跡地留保地利用計画の改定についてでございますが、恐れ入りますが、システム3ページの別紙1をお願いいたします。

1の趣旨でございますが、本市では、令和2年2月に府中基地跡地留保地利用計画を策定し、土地利用に向けて関係機関との調整や各種調査等を進めてきましたが、この間、米軍通信施設跡地の日本への返還や、府中基地跡地留保地（以下「留保地」といいます。）内における希少猛禽類の営巣及び繁殖が確認されるなど、留保地を取り巻く環境が大きく変化しています。

このことから、現在の状況に即した内容に見直すため、市民等の意見を踏まえ、本年2月に作成した原案を修正し、改定したものです。なお、今回の改定に際して、名称を「府中基地跡地留保地利用計画」から「府中基地跡地留保地及び米軍通信施設跡地利用計画（以下「利用計画」といいます。）」に変更します。

次に2の概要ですが、改定にあたりまして、オープンハウスとパブリック・コメント手続を実施いたしました。

まず、オープンハウスは、本年3月14日、15日に生涯学習センターで、また、3月16日、17日はフォーリスにおいて、利用計画（案）の概要とパブリック・コメントの実施について、広く周知を図ることを目的として、開催いたしました。各会場の来場者数は、生涯学習センターは二日間で454人、フォーリスも同じく二日間で1,201人であり、合計1,655人の方にお越しいただきました。来場者には、利用計画（案）の説明とともに、「パブリック・コメントを実施していますので、ぜひご意見をお寄せください」とお声がけをいたしました。なお、開催前には、今回の利用計画（案）に関する周知も兼ねて、留保地周辺の約1,640件の住戸へ、府中基地跡地留保地ニュース第13号とともにオープンハウス開催の案内を投函するといった対応も行いました。

次に、パブリック・コメント手続は、利用計画（案）につきまして、本年3月10日から4月9日まで実施し、61人の方から、計122件のご意見をいただきました。そのうち4件の御意見と東京都からの意見照会の回答を合わせた、計5件を計画に反映し、これに伴う内容の修正、文言の整理や体裁の修正を行っております。なお、そのほかの御意見の多くは、今後の公園や新総合体育館等の整備内容に関するもので、今後の取組を進めるうえで参考にさせていただきます。あわせて、今後、市のホームページ等で、御意見に対する市の考え方を公表してまいります。

それでは計画書に基づき、修正箇所も含めて御説明いたします。恐れ入りますが、システム7ページをお願いいたします。

1、利用計画の目的と検討経緯の、(1)利用計画の目的では、国における留保地の取扱いの変遷や、過去に策定した計画から、留保地を取り巻く状況の変化を踏まえ、現在の状況に即した計画として、内容を一部見直すことなど、利用計画の目的を示しております。

続きまして、システム8ページをお願いいたします。

(2)、検討の経緯では、令和2年2月に策定した府中基地跡地留保地利用計画の策定経緯をはじめ、令和3年9月の米軍通信施設の日本への返還や、国立美術館収蔵庫の白紙化、希少な猛禽類であるオオタカの営巣及び繁殖が確認されたことを受けた自然環境調査の実施など、利用計画における一部変更の経緯について、システム9ページにかけて示しております。なお、この項番につきましては、原案からの修正はございません。

次に、システム10ページをお願いいたします。

2、留保地及び米軍通信施設跡地の概要では、所在地や敷地面積、都市計画、周辺状況など、システム11ページにかけて示しております。なお、この項番につきましても、原案からの修正はございません。

次に、システム12ページをお願いいたします。

3、留保地及び米軍通信施設跡地の利用の考え方では、当該地の土地利用に当たっての基本的な考え方やビジョン、さらには、平和の森公園及び生涯学習センターの敷地を一体的に整備する土地利用の考え方などを示しています。また、システム13ページに移りまして、国が実施した自然環境調査を踏まえた保全区域についても、その考え方を示しています。

次に、システム14ページをお願いいたします。

こちらは、ここまで計画本文で示してきた考え方を土地利用計画図として整理したものです。具体的には、新たに整備する幹線道路の東側の留保地及び米軍通信施設跡地は全て公園として土地利用を図るとともに、生涯学習センターや平和の森公園といった既存施設の範囲も一体的に活用することとしています。また、希少な猛禽類等の生息環境を保全するための保全区域も設定いたします。

次に、システム15ページをお願いいたします。

(5)整備に向けた考え方では、道路・交通ネットワークや公園の整備、防災対策等に関する考え方をシステム17ページにかけて示しています。なお、この項番につきましては、追記した箇所が3箇所と修正した箇所が1箇所ございます。

恐れ入りますが、システム13ページにお戻りください。

まず、追記の1箇所目は、パブリック・コメント手続において、保全区域の維持管理に関する御意見をいただきましたので、2段落目の4行目において、「情報交換を継続します。」との記述の後に、「また、保全区域の維持管理等については、防犯・防災に対する周辺住民等の懸念を考慮し、引き続き、既存建物の解体や草刈り等の適切な対応を国に求めています。」という一文を追記いたしました。

次に、システム15ページをお願いいたします。

追記の2箇所目は、パブリック・コメント手続において、留保地と周辺住宅地等をつなぐ動線に対する検討の手法について御意見をいただいたことから、(ア)道路等のCの本文において、「動線については、」の記述の後に、「今後設置予定の検討協議会等において」という文言を追記いたしました。

次に、システム17ページをお願いいたします。

追記の3箇所目は、先ほどのパブリック・コメント手続での意見と同様の趣旨で、公園・緑地等の検討の手法についても御意見をいただいたことから、イ、公園・緑地等に関する方針の3段落目において、「緑については、」との記述の後に、「今後設置予定の検討協議会等において」という文言を追記いたしました。また、同段落において、検

討協議会では公園整備の方向性等を検討していただくことから、「留保地内」という記述を「新たに整備する公園内」に修正いたしました。

以上が、項番3、留保地及び米軍通信施設跡地の利用の考え方における追記・修正箇所でございます。

次に、システム19ページをお願いいたします。

4、整備の進め方の（1）土地利用の準備に係る方針では、適切な都市計画手続を行うことや、公園整備の方向性においては、市民や有識者を含めた検討協議会等を設置することなどを示しています。

次に、（2）土地の整備に関する方針では、新総合体育館について、留保地と平和の森公園及び生涯学習センターの敷地にまたがるように整備することや、事業全体の費用負担の低減に努めることなどを示しております。なお、この項番につきましては、追記した箇所が2箇所ございます。

1箇所目は、（1）土地利用の準備に係る方針について、東京都への意見照会を行ったところ、「既存の都市計画公園との整合を図ること及び都市計画の整理を行うこと」という回答があったことから、アの4行目において、「地域地区の変更」との記述の後に「や都市計画公園（平和の森公園）との整合を図る」を追記し、5行目において、「適切な都市計画」との記述の後に「の整理及び」を追記いたしました。

2箇所目は、同じく（1）土地利用の準備に係る方針について、パブリック・コメント手続において、本市が取得予定の区域について、国から土地の処分がなされるまでの維持管理に関する御意見をいただきましたので、新たな項目としてウを設けて、「市が土地利用を予定している範囲における、土地取得が実現するまでの期間の維持管理については、周辺住民の安心や安全に配慮した適切な管理がなされるように国に求めていきます。」を追記いたしました。

最後に、5、今後の進め方では、引き続き国や東京都等の関係機関と協議しながら、着実な推進を目指すことを記載しております。なお、この項番につきましては、原案からの修正はございません。

恐れ入りますが、システム3ページの別紙1にお戻り願います。

3、主な修正点につきましては、修正箇所及び修正理由をシステム4ページに別表としてまとめております。

恐れ入りますが、システム2ページに再度お戻り願います。

イの今後の予定でございますが、本特別委員会で府中基地跡地留保地及び米軍通信施設跡地利用計画を報告後、財務省へ提出いたします。また、速やかに整備に取りかかりたい新設幹線道路部分の国有地の処分に関して、本年9月ごろに開催が予定されている国有財産関東地方審議会において審議いただくため、財務省に対して、取得要望書を提出いたします。なお、新設幹線道路の道路認定につきましては、当該審議会の開催後に進める必要があるため、通常、道路認定の議案を上程する第3回市議会定例会ではなく、第4回市議会定例会での議案の上程を予定しております。

恐れ入りますが、システム20ページの別紙3、今後の整備スケジュールをお願いいたします。

この表は、左側に土地利用の用途を、上に年度を記載し、現段階で想定している主なスケジュールを説明するために作成した資料でございます。国に提出するものではありません。

まず、新設幹線道路につきましては、今年度に、ただいまご説明した道路認定に係る手続を進め、年度末までに財務省との間で、道路部分の土地の無償貸付契約を締結したいと考えております。そして、令和8年度からは新設幹線道路部分にある樹木の伐採を行い、その後、既存建築物の解体や埋蔵物の調査、インフラ工事を進め、道路整備工事は令和12年度末の完了を予定しております。

次に、公園につきましては、令和8年度に検討協議会を設置し、公園整備の方向性に

関する検討を開始し、令和9年度に、その方向性を決定したいと考えております。その後、令和10年度から順次、測量や設計を進めるとともに、その作業と重なるような形で、令和11年度から令和15年度にかけて公園予定地内の既存建築物の解体や樹木の伐採、新設工事を予定しております。

最後に、留保地、平和の森公園及び生涯学習センターの敷地にまたがるような形での整備を予定している新総合体育館につきましては、今年度、基本構想の策定に向けて取り組んでおり、令和8年度から令和12年度にかけて基本計画の策定、事業者選定、測量や設計を進めたいと考えております。また、令和11年度からは、既存の公共施設の敷地を活用するため、建物の解体や樹木の伐採などを行い、令和15年度の新総合体育館の供用開始に向けた新設工事を予定しております。

なお、ただいま申し上げました今後の整備スケジュールは、現段階の想定であり、今後、市議会を始め、国や東京都、検討協議会、関係団体、庁内関係課など、非常に多くの関係者との調整が必要となるものと認識しておりますが、令和15年度の新総合体育館をはじめとする当該エリアの供用開始を目指し、着実に本事業を進めてまいりたいと考えております。以上が、2の府中基地跡地留保地の状況でございます。

恐れ入りますが、システム2ページに再度、お戻りください。

続きまして、3の法務省関連施設に係る動きについてでございますが、特段国の動きはございませんが、国の動きとは別に、関東医療少年院跡地を含む周辺地区につきまして、新町・栄町地区地区計画を本年3月24日に都市計画決定するとともに、併せて府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等を改正しており、今後は、同計画を踏まえた土地利用が図られることとなります。これら法務省関連施設につきましては、引き続き国の動きを注視してまいりたいと考えております。

以上で、「基地等跡地対策について」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○前川浩子委員長 説明が終わりました。